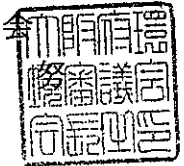


答 申 第 2 2 号  
平成 15 年 12 月 19 日

大 阪 府 知 事  
太 田 房 江 様

大 阪 府 環 境 審 議 会  
会 長 南



大阪府における放置自動車対策の制度化について(答申)

平成 15 年 11 月 10 日付け環農第 1632 号で諮問のあった標記について、  
別添のとおり答申します。

大阪府における放置自動車対策の制度化について

(答申)

平成15年12月

大阪府環境審議会

## 目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
第1 所有者に対する放置自動車の撤去措置	・ ・ ・ ・ 2
第2 放置自動車の所有者等を究明するための措置等	・ ・ ・ ・ 2
第3 放置自動車を速やかに処理するための措置	・ ・ ・ ・ 3
第4 適用範囲	・ ・ ・ ・ 4
第5 費用請求	・ ・ ・ ・ 4
第6 制度のあり方	・ ・ ・ ・ 5
おわりに	・ ・ ・ ・ 5
参考資料	
1 大阪府環境審議会放置自動車対策検討部会委員名簿	・ ・ ・ ・ 6
2 審議経過	・ ・ ・ ・ 7
3 大阪府における放置自動車に関する状況	・ ・ ・ ・ 8

## はじめに

近年、リサイクルに伴い排出されるシュレッダーダストの処分費の高騰等により、使用済自動車の逆有償化（処理費を支払って引き取ってもらう）が進んでいるため、府域で確認されている放置自動車は、平成10年度の6,291台から平成14年度の7,862台と増加傾向にある。

放置自動車は、新たな自動車の放置や他のゴミの投棄を助長・誘発することにより、地域的美観を損ねるとともに、府民の安全で快適な生活環境を阻害する原因となっている。

ところで、使用済自動車のリサイクル・適正処理を目的とした「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が平成17年1月1日に全面施行されることとなっている。

この法律では、新車は、購入時にリサイクル料金を先払いする制度が導入されるが、既販車は、最初の車検時までにはリサイクル料金を支払うこととされていることから、その車検が完了する平成19年末までは、料金の支払いを逃れようとして放置自動車がさらに増加することが懸念される。

このような状況の中で、放置自動車の増加を抑制し、速やかな撤去を促進することが緊急の課題となっている。

しかしながら、現行の法制度では、放置自動車の所有者を究明する手段や所有者に撤去を講じさせるための措置が限られている。また、所有者等が不明で施設管理者が撤去を行う場合に、長期間を要している。

このため、府においては、本年11月10日に大阪府環境審議会に対し、「大阪府における放置自動車対策の制度化について」諮問が行われたところである。

環境審議会に設置された放置自動車対策検討部会においては、審議及び府民意見等の募集を行い、府としてとるべき放置自動車対策制度の基本的な考え方を以下のとおりとりまとめた。

## 第1 所有者に対する放置自動車の撤去措置

放置自動車の行為者が判明した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、その者に撤去させることができるが、放置行為の現認は極めて困難な状況にある。

こうした中で、自動車を適正に管理する責務は所有者も有するものであることから、放置自動車の撤去措置については、放置行為者等だけではなく、所有者にも責任を課すことが適当と考える。その場合は、第2に示す調査によって究明が可能な自動車登録ファイル（道路運送車両法第6条第1項）に記載されている所有者（以下、「登録所有者」という。）とすることが適当と考える。

ただし、登録所有者が、売買等により、所有権を有していない場合には、所有者の変更があった旨を証明できる契約書等の資料により所有権の移転を明らかにできれば、移転先の所有者に撤去措置を課すことが適当と考える。登録所有者が、所有権留保付きの割賦販売を行った場合は、契約書等の資料により、その旨を明らかにできれば、登録所有者又は買主（使用者）に撤去措置を課すことが適当と考える。

また、放置自動車の撤去を実効あるものにするためには、登録所有者に対しても、撤去勧告をし、さらには撤去命令を課し、違反した場合は制裁措置（刑罰、氏名公表等）を課すことが適当と考える。

- 放置自動車の撤去措置は、放置行為の現認が極めて困難な状況にあることから、所有者にもその責任を課す。
  - ・自動車登録ファイルに記載された登録所有者とする。ただし、所有権の移転が明らかな場合は、移転先の所有者とする。
  - ・所有権留保付き割賦販売による場合は、登録所有者又は使用者とする。
- 撤去命令に違反した場合は制裁措置（刑罰、氏名公表等）を課す。

## 第2 放置自動車の所有者等を究明するための措置等

現状における放置自動車の登録所有者、移転先の所有者、使用者及び行為者（以下、「登録所有者等」という。）を究明する調査は、外観からのものに限られているが、その最も有効な手がかりとなるナンバープレートは取り外されていることが多いため、放置自動車の自主撤去率は約2割と低い水準にとどまっている。

登録所有者等の判明率を上げるためには、エンジンルーム内にある車台番号や車内に置き忘れられた物などから登録所有者等を究明することが効果的であると考えます。

このためには、放置自動車の施錠を解除することによる調査が必要である。その場合、財産権及びプライバシーの侵害につながるおそれがあることから、車外からの調査では登録所有者等が判明しない場合に限り、府民の安全で快適な生活環境の保全、地域の美観の維持といった公共の福祉のために、必要最小限の範囲内で施錠を解除し調査することができることとするのが適当と考える。

なお、放置しておくとき著しい支障が生ずるおそれがある場合の移動・保管の手続きを定めるのが適当と考える。

- 放置自動車の登録所有者等を効果的に究明するため、必要最小限の範囲内で当該自動車の車内調査を行うこととする。
- 放置しておくとき著しい支障が生ずるおそれがある場合の移動・保管の手続きを定める。

### 第3 放置自動車を速やかに処理するための措置

放置自動車を調査した結果、車台番号が削られたりして登録所有者が判明しなかった場合は、施設管理者によって撤去されることになる。その場合には、自動車としての本来の機能を失っており、回復不可能か否かについて確認する必要がある。例えば、道路上に放置された自動車については、道路法に基づく手続きをとる場合、道路管理者等に所有権が帰属するには6ヶ月の期間が必要とされている。

この期間を短縮するためには、放置自動車の外観の状態等に基づき、自動車としての本来の機能を失っており、回復不可能か否か等の基準を設け、速やかに「廃自動車」と認定していくのが適当と考える。

統一基準を策定する場合及び、その統一基準により廃自動車として認定することが困難な場合には、自動車等に関する専門的知識を有する者の意見を聴取するのが適当と考える。

放置自動車を「廃自動車」と認定したときは、当該放置自動車の処理を行うことができることとするのが適当と考える。

放置自動車を「廃自動車」として認定することが困難なときには、車両情

報や告示後の取扱いなどを告示することとし、告示してから6か月を経過した日以後において、当該放置自動車を処理することができることとすることが適当と考える。

- 放置自動車を「廃自動車」と認定するための基準を設け、認定された放置自動車は処理できることとする。
- 認定が困難な場合は、告示してから6か月を経過した日以後において、処理できることとする。

#### 第4 適用範囲

この制度の適用範囲は、府の講じる措置が所有・管理の権限及び責任に基づくものであることから、府の所有地・管理地とすることが適当と考える。なお、撤去命令等については、不特定又は多数の者の用に供する所有地・管理地に限るとすることが適当と考える。

適用範囲以外の土地の所有・管理権限を有する市町村が、放置自動車対策に積極的な関わり・協力をするにより、府域全体で実施していくことが望まれる。

- 制度の適用範囲は、府の所有地及び管理地とする。なお、撤去命令等については、不特定又は多数の者の用に供するものに限る。

#### 第5 費用請求

府が放置自動車に関し処理を行った場合は、当該登録所有者等に対し、費用を請求することができることとすることが適当と考える。

- 府が放置自動車に関し処理を行った場合は、当該登録所有者等に対し、費用を請求することができる。

## 第6 制度のあり方

放置自動車対策の制度化に当たっては、登録所有者等に対する撤去命令の実効性を担保するため、罰則等が必要であることから、条例の形態をとることが適当と考える。

なお、条例の規定については、自動車リサイクル法や改正道路運送車両法の施行状況等に鑑みて、適宜、見直すことが適当と考える。

- 制度化に当たっては、条例の形態が適当である。
- 条例の規定については、自動車リサイクル法の施行状況等に鑑みて、適宜、見直す。

## おわりに

大阪府がとるべき放置自動車対策の制度化についての基本的な考え方は以上のとおりであるが、自動車の所有者等のモラルを向上させるため、行政と府民等が協働して、啓発活動等に努める必要がある。



大阪府環境審議会放置自動車対策検討部会委員名簿

〔順不同〕

氏名	職名	備考
池田 敏雄	関西大学教授	部会長
寺島 泰	大阪産業大学教授	
池田 有光	大阪府立大学名誉教授	
増田 昇	大阪府立大学教授	
吉川 萬里子	消費生活専門相談員	

審 議 経 過

開催日	審 議 事 項
<p>第1回 平成15年11月13日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府における放置自動車対策の制度化について</li> <li>・大阪府における放置自動車対策制度の基本的考え方について</li> </ul>
<p>第2回 平成15年12月15日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府における放置自動車対策の制度化について               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 府民意見等の募集の結果</li> <li>② 「大阪府における放置自動車対策の制度化について (案)」</li> </ul> </li> </ul>

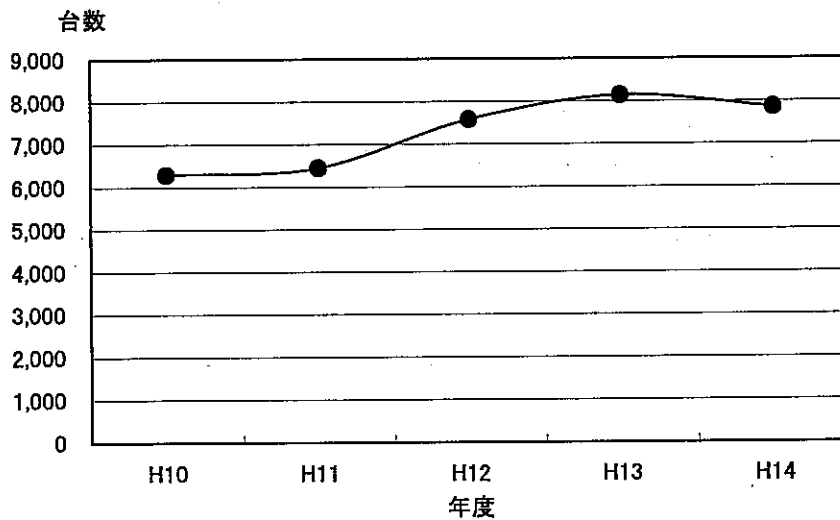
## 大阪府における放置自動車に関する状況

### 1 放置自動車台数等の状況

#### (1) 放置自動車確認台数の状況

府域で確認された放置自動車台数は、平成10年度に6,291台であったものが、平成14年度には7,862台となっており、増加傾向を示している。

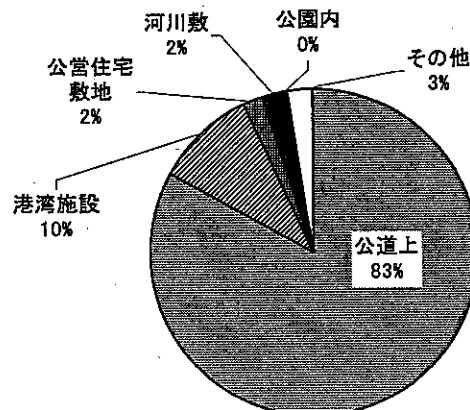
大阪府域における放置自動車の確認台数



#### (2) 放置自動車確認台数の用地区別内訳

放置されている場所としては、道路上が83%と大部分を占め、その外、港湾区域、公営住宅敷地、河川敷等となっている。

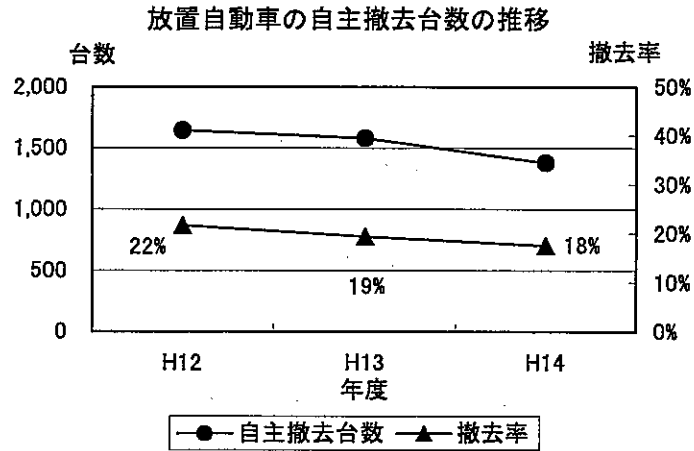
放置自動車確認台数用地区別内訳  
(H14年度)



## 2 放置自動車の撤去状況

### (1) 所有者等による自主撤去の状況

平成12年度から平成14年度において、所有者等が自ら撤去した放置自動車の台数は約1,500台前後で、確認された台数の約20%と低い状況にある。



### (2) 行政による撤去の状況

平成12年度から平成14年度において、行政が撤去した放置自動車の台数は、約6,000台で推移しており、確認された台数の70~77%を占めている。

